

平成 29年5月25日

各位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 武 田 昇 三 (コード番号 6 4 5 8 東証第一部) 問合せ先 取締役兼執行役員 青 田 徳 治 で 理 本 部 長 T E L (03) 5640-4159 (06) 6367-1811

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を平成29年6月28日開催予定の第68回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(当社が報酬を支払う取締役で、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお、本制度の導入は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、既存の金銭報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成28年6月28日開催の第67回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員会である取締役を除く)の報酬額は年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たな譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度においては、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするために譲渡制限付株式報酬として金銭報酬を支給することができ、当該譲渡制限付株式報酬を支給されることとなった各対象取締役は、当該金銭報酬に係る金銭報酬債権(ただし、単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。)を当社が新たに発行または処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により払込み、当

該発行または処分される当社の普通株式を引き受けるものといたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 90 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年 30,000 株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)その他当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲において、取締役会において決定されます。

ただし、当該報酬額は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して3事業年度の初年度に支給する予定です。よって実質的には1事業年度当たりの金銭報酬債権の総額は30百万円以内、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は10,000株以内と評価できると考えます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること(以下「譲渡制限」といいます。)、②一定の事由が生じた場合には当社が割当株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. 本制度の執行役員への適用

本株主総会において、上記のとおり当社の取締役に対して報酬を支給することにつきご 承認いただいた場合、取締役を兼務しない当社の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付 株式を取締役会の決議により発行または処分する予定です。

以上